

平成28年11月11日

報道機関 各位

青森県環境生活部環境保全課

平成28年度青森県PCB廃棄物掘り起こし調査の実施について

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。）で定める期間内にPCB廃棄物が全量処理されるよう、県内におけるPCB使用製品及びPCB廃棄物の「掘り起こし調査」を実施しますので、お知らせします。

つきましては、当該調査の周知に御協力くださるようよろしくお願いいたします。

記

1 調査内容

(1) 調査スケジュール

平成28年11月11日 調査票の発送

平成28年12月2日 回答期限

(2) 調査対象

青森県内（青森市を除く。）の自家用電気工作物設置事業所（約7,000事業所）

(3) 調査内容

- ・使用を終えて保管しているPCB廃棄物の有無
- ・使用中のPCB含有機器の有無（別添調査票のとおり）

(4) 調査受託事業者

株式会社みちのく計画

(5) 注意事項

- ・使用中の電気設備については、接触等により感電の恐れがあり非常に危険ですので、調査のために設備に近づかないでください。
- ・銘板記載内容を転記するなど、既に作成された書類等により確認できる範囲で調査してください。
- ・調査に当たっては、電気設備を管理している電気主任技術者に必ず相談ください。

2 その他

- ・調査対象以外の方で、未届のPCB廃棄物を保管している場合は、保管場所を管轄する環境管理事務所等にお問い合わせください。
- ・青森市内における掘り起こし調査については、青森市が別途行うことになります。

○PCB廃棄物に関するお問い合わせ先

環境管理事務所名称・電話	管轄区域
東青地域県民局地域連携部 青森環境管理事務所 TEL:017-736-9292	東津軽郡 上北郡（野辺地町、横浜町、六ヶ所村）
中南地域県民局地域連携部 弘前環境管理事務所 TEL:0172-31-1900	弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、 平川市 西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡
三八地域県民局地域連携部 八戸環境管理事務所 TEL:0178-27-5111	八戸市、十和田市、三沢市 三戸郡、上北郡（七戸町、六戸町、東北町、 おいらせ町）
下北地域県民局 むつ環境管理事務所 TEL:0175-33-1900	むつ市 下北郡
青森市環境部廃棄物対策課 TEL:017-761-4012	青森市

【PCBとは】

PCBとは、「ポリ塩化ビフェニル」の略称で、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有し、トランスやコンデンサなど電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきたものです。

しかし、昭和43年のカネミ油症事件の発生等をきっかけとして、その毒性が社会問題化し、昭和49年6月にはその製造、輸入等が原則禁止されています。

○PCBが使用されている主な機器



トランス



コンデンサ



安定器

報道機関用提供資料（連絡先）	
担当課（室）	環境生活部環境保全課 廃棄物・不法投棄対策グループ 野澤総括主幹
電話 番号	内線 6471
	直通 017-734-9248
報道監	白坂次長

平成28年度青森県PCB廃棄物掘り起こし調査票

使用中の電気設備については、接触等により感電の恐れがあり非常に危険ですので、調査のために設備に近づかないでください。
 銘板記載内容を転記するなど、既に作成された書類等により確認できる範囲で調査してください。
 また、調査に当たっては、電気設備を管理している電気主任技術者に必ずご相談ください。

調査票の記入に当たっては、別紙2「トランス・コンデンサの高濃度PCB使用・不使用の判別方法」を参考にしてください。

記入者情報（記入者情報をご記入ください。）

記入内容について問い合わせさせていただくことがありますので、必ず連絡先（記入者氏名、電話番号）を記入してください。

記入年月日	平成28年 月 日 ()
事業所名	
業種	A 農業、林業 B 漁業 C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業 F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 I 卸売業、小売業 J 金融業、保険業 K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業 M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 P 医療、福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業（他に分類されないもの） S 公務（他に分類されるものを除く）
事業所住所	
記入者氏名	電話番号
調査No.	宛名ラベル右下に記載の6ケタの調査No. をご記入ください。

PCB廃棄物特別措置法に基づく届出の有無

PCB廃棄物特別措置法に基づき、都道府県市に対しPCB含有電気機器の保管状況について届出をしている場合は「あり」に、届出をしていない場合は「なし（一部なしも含む）」に、○印をつけてください。

PCB廃棄物特別措置法の届出の有無	(あり・なし)
「あり」の場合、「3」、「4」及び「6」の使用上の機器についての説明にお答えください。	「なし」の場合、「1」～「6」のすべてについて説明にお答えください。

【お問い合わせ窓口】

青森県環境生活部環境保全課廃棄物・不法投棄対策グループ
 TEL:017-734-9248, FAX:017-734-8081

1. トランス、コンデンサ等の保有の有無

- ① 使用中または使用を終えて保管しているトランス、コンデンサ等を保有していますか。
 ● 下の写真に示す電気機器がトランス、コンデンサです。



トランス



コンデンサ

- その他、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器及び中性点抵抗器はトランス類、避雷器（サージアブソーバー）はコンデンサ類としてください。保有している場合は「あり」に、保有していない場合は「なし」に、○印をつけてください。

トランス、コンデンサ等の有無	(あり・なし)
「あり」の場合、次の「2」にお進みください。	「なし」の場合、最終面の「5」にお進みください。

2. 使用を終えて保管しているトランス、コンデンサ等について

- ① 使用を終えて保管しているトランス、コンデンサ等を保有していますか。
 保有している場合は「あり」に、保有していない場合は「なし」に、○印をつけてください。

使用を終えて保管しているトランス、コンデンサ等の有無	(あり・なし)
「あり」の場合、次の②にお進みください。	「なし」の場合、「3」にお進みください。

- ② 使用を終えて保管しているトランス、コンデンサ等が高濃度PCBは使用されていますか。
 別紙2「トランス・コンデンサの高濃度PCB使用・不使用の判別方法」により判別してください。各機器の製造年、型式情報から高濃度PCBが使用されていると判別された機器の台数を「あり」欄に記入してください。

高濃度PCBが使用されていないと判別された機器の台数を「なし」欄に記入してください。
 高濃度PCBの使用・不使用が確認できない機器については「不明」欄に台数を記入してください。

高濃度PCBの使用	機器の種類	台数
あり	トランス類	台
	コンデンサ類	台
なし	トランス類	台
	コンデンサ類	台
不明	トランス類	台
	コンデンサ類	台

「3」にお進みください。

右頁面の「3」に使用中のトランス、コンデンサ等の情報をご記入ください。

最終面の「5」に安定器の情報をご記入ください。

3. 使用中のトランス、コンデンサ等について

- ① 使用中のトランス、コンデンサ等を保有していますか。
保有している場合は「あり」に、保有していない場合は「なし」に、○印をつけてください。

使用中のトランス、コンデンサ等の有無	(あり ・ なし)
「あり」の場合、次の②にお進みください。	「なし」の場合、「4」にお進みください。

以下の「②」の項目は、使用中の機器に近づく^①と危険ですので、既に作成された書類等により確認できる範囲でお答えください。

- ② 使用中のトランス、コンデンサ等に高濃度PCBは使用されていますか。
別紙2「トランス・コンデンサの高濃度PCB使用・不使用の判別方法」により判別してください。
各機器の製造年、型式情報から高濃度PCBが使用されていると判別された機器の台数を「あり」欄に記入してください。
高濃度PCBが使用されない^②と判別された機器の台数を「なし」欄に記入してください。
高濃度PCBの使用・不使用が確認できない機器については「不明」欄に台数を記入してください。

高濃度PCBの使用	機器の種類	台数
あり	トランス類	台
	コンデンサ類	台
なし	トランス類	台
	コンデンサ類	台
不明	トランス類	台
	コンデンサ類	台

「4」にお進みください。

4. 微量PCBについて

(微量PCBについて情報を把握されている場合はご回答ください。把握されていない場合は「5」にお進みください。)

上記2と3については、「高濃度のPCBが使用されているか否か」についての調査でしたが、高濃度PCBではない機器のうち、微量のPCBを含む機器が存在する可能性があります。
保有しているトランス、コンデンサ等に微量PCBが含まれていることを把握している場合は、下記に種類や台数を記入してください。

(記入例)：使用中のトランス2台が微量PCB含有機器(PCB濃度：1.5mg/kg、3.1mg/kg)

--

「5」にお進みください。

最終面の「5」に
安定器の情報を記入ください。

5. 使用を控えて保管している安定器について

- 安定器は、照明器具の裏側に設置され、電灯のちらつきを安定させる装置のことで、蛍光灯安定器、ナトリウム灯安定器、水銀灯安定器などがあります。下の写真に示す電気機器が安定器です。



- ① 使用を終えて保管しているPCB使用安定器は何台(又は何kg)ありますか。
PCB含有の有無が不明な場合には、別紙3「安定器のPCB使用・不使用の判別方法」により判別してください。
PCB使用安定器を保管していない場合は、「0」(ゼロ)を記入してください。

保管中の「PCBが使用された安定器」	台数 又は 重量	
	台	kg

「6」にお進みください。

6. PCBが含まれている安定器の使用について

- 業務用・施設用の照明器具を使用している場合で、建物を建築した時期が昭和52年(1977年)3月以前の^①場合は、照明器具の付属品である安定器にPCBが含まれている可能性があります。
① 事業所の建物を建築した時期は、昭和52年(1977年)3月以前ですか。

事業所の建物を建築した時期は 昭和52年(1977年)3月以前である。	(はい ・ いいえ)
「はい」の場合、次の②にお進みください。	「いいえ」の場合、設問終了です。

- ② PCBが含まれている安定器について、使用中のものがありますか。

PCB含有の有無が不明な場合には、別紙3「安定器のPCB使用・不使用の判別方法」により判別してください。
確認できない場合には、「不明」を選択してください。

PCBが含まれている安定器を使用している。	(はい ・ いいえ ・ 不明)
設問終了です。	

調査終了です。ご協力ありがとうございました。

ご送付いただいた調査票は返却いたしません。

安定器のPCB使用・不使用の判別方法

●下の写真に示す電気機器が安定器です。



●「安定器がPCBを使用しているか否か」については、銘板情報又はお手元にある書類等をもとにメーカー、製造年、型式が確認できる場合、右頁の「安定器メーカー問合せ先リスト」に記載のメーカーに問い合わせてください。

●国内メーカーで昭和31年（1956年）以前及び昭和48年（1973年）以降に製造された安定器については、PCBを使用した安定器はありません。



※この製造年別の判別は、外国製など一部の機器については該当しない場合があります。

●建物については、昭和52年（1977年）3月までPCB含有安定器が使用された可能性があります。

本別紙に記載した判別方法が分からない場合は、下記までお問い合わせください。

○青森県環境生活部環境保全課廃棄物・不法投棄対策グループ

TEL:017-734-9248

※PCBの使用について、明確に判別できなかった場合は、『不明』としてください。

【安定器メーカー問合せ先リスト】

2013/5/27 現在

	会社名	問合せ先	電話番号
1	岩崎電気㈱ http://www.iwasaki.co.jp/	CSセンター	048-554-1124
2	㈱梅電社(スター) http://www.umedensha.co.jp/	大阪 東京	06-6333-0004 03-3944-1651
3	NECライティング㈱ http://www.nelit.co.jp/	お客様相談室	0120-52-3205
4	オーテリック㈱ http://www.odelic.co.jp/	カスタマーサービス	03-3332-1123
5	㈱共進電機製作所		06-6309-2151
6	星和電機㈱ http://www.seiwa.co.jp/	品質保証部	0774-55-9318
7	大光電機㈱ http://www.lighting-daiko.co.jp/	品質保証部 CSセンター	0729-65-3427
8	ダイヘン電設機器㈱ヘルメス機器工場 (旧:ヘルメス電機㈱) http://www.shihen.co.jp/	四変子ツク㈱ 電子機器事業部 品質管理部 (ヘルメス電機、ダイヘンヘルメス事業部が製造した製品の対応)	0877-33-2323
9	東芝ライテック㈱ http://www.tsk.co.jp/tlt/contact/pcb.htm	器具事業部 施設・屋外照明部 施設商品担当	046-862-2092
10	㈱G.S.ユアサ(旧:日本電池) http://www.gs-yuasa.com.gyp.jp/	お客様相談室	0120-43-1211
11	㈱光電器製作所		06-6962-2681
	各営業所		
12	日立アプライアンス㈱(旧:日立照明㈱) http://www.hitachi-ap.co.jp	東北 TEL:(022)283-7117 関西 TEL:(06)6448-6321 茨城 TEL:(029)231-7717 中国 TEL:(082)233-4381 首都圏 TEL:(03)3506-1455 九州 TEL:(092)281-3737 中部 TEL:(052)884-5831	
13	藤井電機工業㈱		0879-82-1403
14	扶桑電機工業㈱		03-3474-1200
15	パナソニック㈱ (旧:松下電器産業㈱、旧:松下電工) http://panasonic.co.jp/eco/pcb/	パナソニック㈱ お客様相談センター	0120-878-365
16	パナソニック㈱(旧:三洋電機) http://panasonic.co.jp/sanyo/environment.jp/	パナソニック㈱ お客様相談センター	0120-878-365
17	三菱電機照明㈱ http://www.mitsubishielectric.co.jp/group/mif	品質保証部サービス課	0467-41-2773
18	山田照明㈱	技術部	03-3253-5159
19	ヤマト電気㈱		06-6757-0821
20	㈱リード		0485-88-6465

※上記内容は連絡無しに変更になる場合があります、その場合はご容赦ください。